

生ごみ処理機等普及事業費補助金の手続きについて

<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみ処理容器（コンポスト） <p>購入経費の 1/2 限度額 5,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみを土に棲む微生物の働きで分解して堆肥にする。 ・ 水切りと適度のかき混ぜ以外、手間がかからない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電動式生ごみ処理機 <p>購入経費の 1/3 限度額 20,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気によりかくはん・加温送風などを行い、生ごみを堆肥化・減量化する。 ・ 投入以外は、手間がほとんどかからない。 
--	---

対象要件

- ① 庄内町民の方で、町税等の滞納がない方。
- ② 庄内町商工会加盟事業所からの購入が対象です。
- ③ 購入経費が 2,000 円以上のもので、補助額は、100 円未満は切捨てとなります。

対象数量

- ・ 1 世帯あたり、生ごみ処理容器又は電動式生ごみ処理機のどちらか 1 基です。
- ・ 申請は年度に 1 回までです。

事前に ご相談を	電動式、非電動式で補助率が違います。 予算の範囲以内で先着順となります。
-------------	---



購入	必ず、領収書を頂いてください。 ※申請者の氏名及び購入商品名が記載されているもの（レシート不可）
----	---



交付申請書の 提出	<p>【提出書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 生ごみ処理機等普及事業補助金交付申請書（様式第 1 号） ② 領収書（写）（申請者の氏名及び購入商品名が記載されているもの） ③ 相手方登録申出書（既に登録がある場合は省略可） <p>※振込口座を確認出来るもの（通帳等）と印鑑をご持参ください。</p>
--------------	--



書類の審査 交付の決定	「交付決定通知書」をお送りします。
----------------	-------------------



補助金の交付
